

新	旧
海外商社の与信管理について 平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00064 沿革 (略) <u>平成 26 年12月 8日 一部改正</u> 第 1 条 ～ 第 4 条 (略) (個別保証枠) 第 5 条 第 1 条第 3 項第 3 号に定める個別保証枠の管理の対象は、E E 格、E A 格、E M 格又は E F 格に格付された海外商社とする。 2 個別保証枠の確認等の取扱い、個別保険の保険契約に関する規程等において日本貿易保険が別に定める。 第 6 条 ～ 第 1 1 条 (略) <u>附 則</u> <u>この改正は、平成 26 年 12 月 8 日から実施する。</u>	海外商社の与信管理について 平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00064 沿革 (略) 第 1 条 ～ 第 4 条 (略) (個別保証枠) 第 5 条 第 1 条第 3 項第 3 号に定める個別保証枠の管理の対象は、E E 格、E A 格、E M 格又は E F 格に格付された海外商社とする。 <u>2 個別保証枠の増額を希望する者は、名簿規程第 8 条に定める信用調査報告書をもって個別保証枠の増額の申請を行うこととする。</u> <u>3 個別保証枠の確認等の取扱い、個別保険の保険契約に関する規程等において日本貿易保険が別に定める。</u> 第 6 条 ～ 第 1 1 条 (略)